

和光市国民健康保険ヘルスプラン 概要版

(令和3年～令和5年度)

1. 基本事項

○ヘルスプラン：国保運営を行う上での基本的な方針

国民健康保険事業計画
3年
(第2期：R3-R5)

・医療費分析
・医療費推計
・税率設定

国民健康保険保健事業実施計画
6年
(第2期：H30-R5)

医療情報を活用した保健事業の内容

特定健康診査等実施計画
6年
(第3期：H30-R5)

メタボの予防、改善への取組

2. 計画の理念

○基本理念

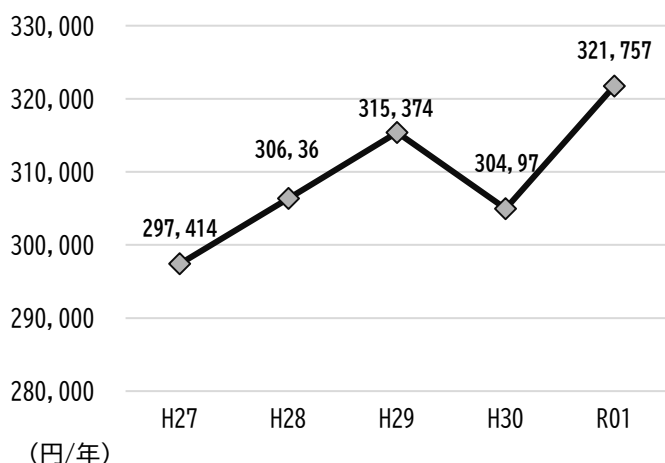
健康寿命の延伸と安定的な国保運営の実現

○基本方針

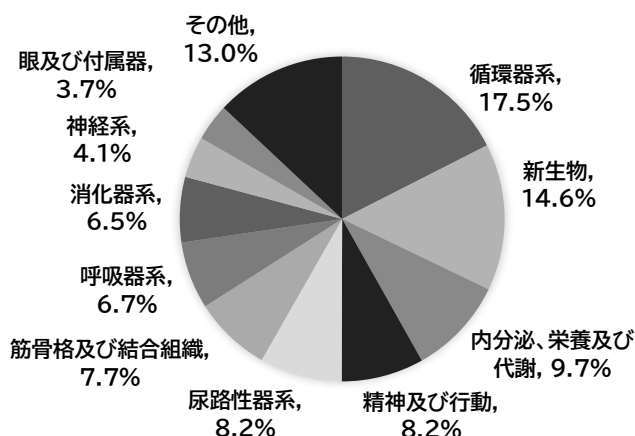
- ・医療費の要因分析による課題の明確化
- ・医療費適正化に効果的な保健事業の推進
- ・保険者努力支援制度の積極的活用並びに国民健康保険制度の適切な運営
- ・被保険者の本来負担すべき税額の明示及び将来の財政状況を考慮した税率の設定

3. 現状の整理

被保険者一人当たり医療費



疾病分類別医療費割合 (大分類)



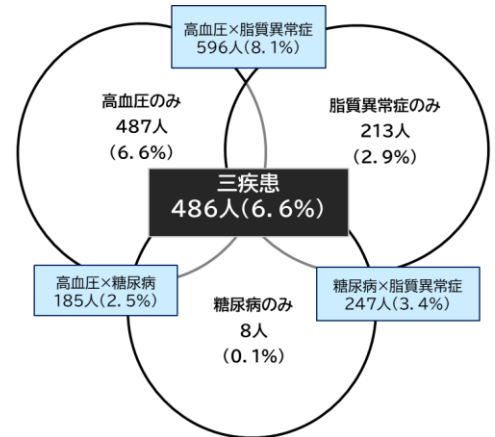
- ・一人当たり医療費が増加していく一方、被保険者数の減少等により、保険税収入は年々減少している。
- ・入院医療費は、循環器系疾患、新生物、外来医療費は内分泌、栄養及び代謝疾患、新生物が占める割合が多い。

4. 分析結果に基づく課題・施策の方向性

課題

- ① 脳心血管疾患等が重症化した者には、高血圧と脂質異常症の併発等のマルチリスク者が多い。
- ② 令和元年度の特定保健指導該当者は、男性が約21%、女性が約7%。
メタボ非該当の有所見リスク者も約3割程度存在する。
- ③ 国保特別会計は、歳出（支出）のための歳入（収入）が不足しており、一般会計からの法定外繰入れを行い、国民健康保険運営を行っている。

マルチリスク別人数と割合

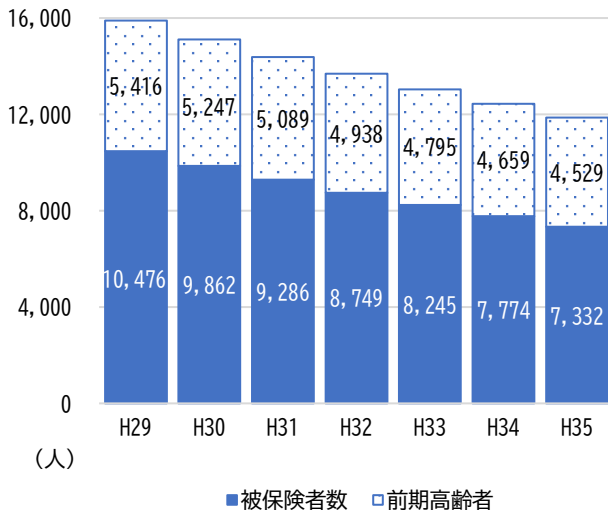


施策

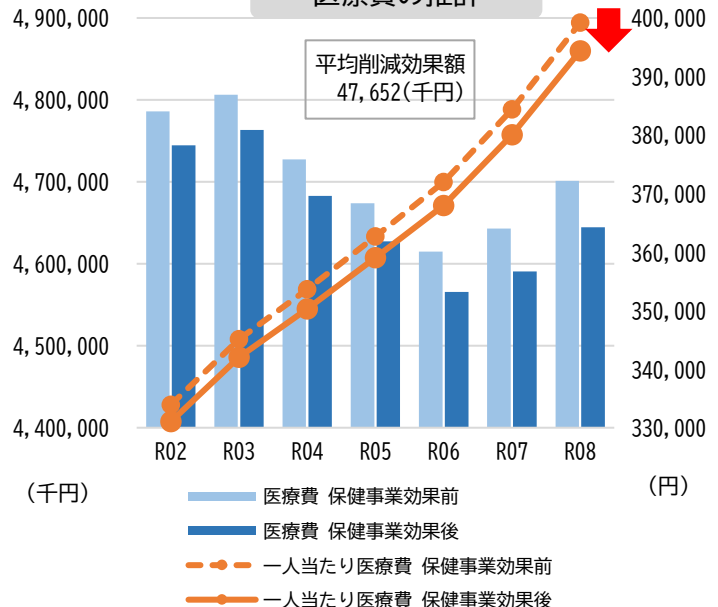
- ① 脳心血管疾患の発症・再発予防を主とした情報提供・保健指導（生活習慣病リスク改善対策）
- ② 血圧・脂質・血糖の有所見値を複数併せ持つマルチリスク者の早期改善、重症化予防（特定保健指導、健診結果説明会・ヘルスアップ相談）
- ③ 糖尿病性腎症の重症化による人工透析移行防止（糖尿病性腎症重症化予防対策事業等）
- ④ 国保税収入の改正及び国や県からの交付金（保険者努力支援制度）の確保に努め、法定外繰入金（赤字）の解消・削減をする。

5. 将来推計

被保険者数の推計



医療費の推計



- ・被保険者数は、年々減少し、特に、団塊の世代が後期高齢者医療制度へ移行する令和4年度から令和6年度にかけて大きく減少する。
- ・一人当たり医療費は年々増加するが、保健事業を実施することにより、一人当たり医療費の増加を約1%抑制できると推計された。団塊の世代が後期高齢者医療制度に移行する令和4年度から令和6年度にかけて医療費総額は減少する。

6. 国民健康保険財政運営の方針

○国保財政運営の方針

- ① 3年に1度、保険税率の見直しを行う。
将来の和光市国民健康保険の3年間の事業計画を策定し、保険税率等を見直しを行う。
- ② 効果のある保健事業の実施により、医療費の増加を抑制する。
保健事業を実施し、医療費の抑制・低減に努める。
- ③ 法定外繰入金を削減する。
県運営方針に基づき、令和9年度までに県内の保険税率の準統一を目指していることを踏まえ、今後、法定外繰入金を削減する。
- ④ 財政調整基金を一定額確保する。
第3期本計画の保険税率の見直しの際に備え、一定額の基金残高を確保する。

7. 保険税の見込み

○納付金・保険税必要額

一人当たり医療費の増減率を基に、納付金を推計した。その納付金に保健事業の事業費等の費用発生要因及び市町村向け公費、基盤安定繰入金等の収入要因を考慮し、保険税必要額を算出した。この保険税必要額に対してどのような財源を充てるかが重要となってくる。

保険税必要額の推計

単位：千円		R03	R04	R05	R03-R05 合計
納付金（一般分）		2,020,200	1,997,752	1,982,223	6,000,175
調整 (+)	出産・葬祭費	37,867	36,859	35,881	110,607
	保健事業	110,821	110,821	110,821	332,463
調整 (-)	過年度保険税収納額	107,452	107,452	107,452	322,356
	市町村向け交付金	66,684	66,684	66,684	200,052
	法定繰入金	232,401	225,428	218,665	676,494
	諸収入	10,000	10,000	10,000	30,000
保険税必要額		1,752,351	1,735,868	1,726,124	5,214,343

○国保税率設定における方針

- ① 一人当たり保険税額を現行で見込める保険税額の約7%増となる税率改正を行う。
- ② 被保険者の負担軽減のため、法定外繰入金を一定額繰り入れる。（3年間で3億円）
- ③ 被保険者の負担軽減のため、基金を活用する。
（①及び②を行っても生じる不足分は基金で賄う。）

○新たな保険税率

令和3年度から令和5年度の3年間における方針としては、被保険者の負担軽減を図るため、一人当たり保険税額を7%の増加にとどめ、不足分については、基金繰入金及び法定外繰入金を活用するものとした。

令和3年度から令和5年度については、次の税率となる。

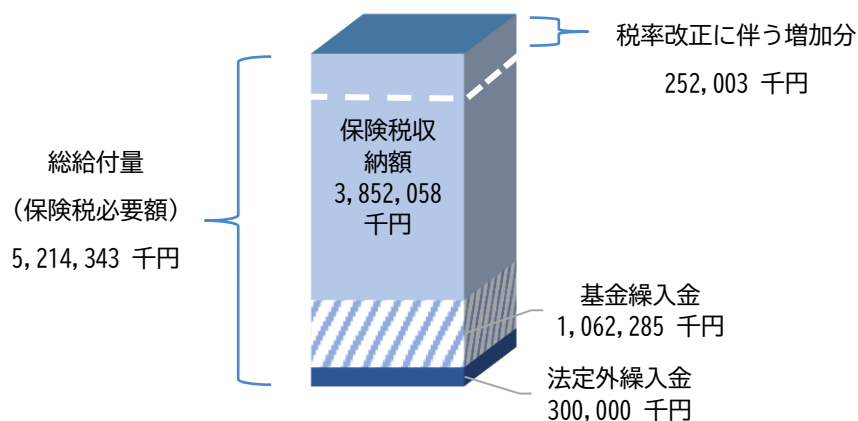
保険税率

		改正前	改正後	改正前との比較
医療給付費分	所得割 (%)	6.9	7.2	0.3
	資産割 (%)	12.0	12.0	-
	均等割 (円)	16,800	18,000	1,200
	平等割 (円)	18,000	18,000	-
	課税限度額 (万円)	61	63	2
後期高齢者支援金分	所得割 (%)	2.0	2.2	0.2
	均等割 (円)	7,200	9,000	1,800
	課税限度額 (万円)	19	19	-
介護納付金分	所得割 (%)	1.2	1.7	0.5
	均等割 (円)	7,200	9,000	1,800
	課税限度額 (万円)	16	17	1

財政推計

単位：千円		R03	R04	R05	R03-R05 合計
支出	保険税必要額	1,752,351	1,735,868	1,726,124	5,214,343
収入	保険税収納額	1,335,082	1,281,495	1,235,481	3,852,058
	基金繰入金	317,269	354,373	390,643	1,062,285
	法定外繰入金	100,000	100,000	100,000	300,000

保険税必要額の財源内訳



和光市国民健康保険ヘルスプラン 概要版（令和3年～令和5年度）

発行：和光市保健福祉部健康保険医療課 〒351-0192 埼玉県和光市広沢1-5

保健税率・将来推計に関すること 電話 048-424-9127

保健事業に関すること 電話 048-424-9128